

毎月第2・4土曜しんぐうマルシェを開催します

◆しんぐうマルシェ出店店舗の紹介コーナーVOL. 3

今回ご紹介する店舗は新宮町緑ヶ浜にある「遊花窯」です。
「一つ一つ手作りの陶器は全て一品物！来年の干支の『うさぎの陶器』も出品しておりますので是非お越しください。」
ご自宅で陶芸教室もされています。
詳しくは「遊花窯」まで！

日時 11月12日(土)、26日(土)
午前9時30分～午後1時30分

場所 そぴあしんぐう (芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋

※雨天時中止になる場合があります。詳しくは公式ホームページ『新宮navi』をご確認ください。



町内の農家および事業所を持つマルシェ出店者を募集しております。ぜひお気軽に「新宮町おもてなし協会」へ問い合わせください。

問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

海産物の電話勧誘販売に気をつけて！トラブルが急増しています

事例

先月、80歳代の母が電話に出ると「いつものように送ります」と言われた。母は以前注文した事業者からの電話だと思って対応していたが「よい品物だ」と繰り返して強引に勧めるので不審に思い「不要だ」と伝え電話を切った。その後、断ったはずの海産物が代引配達で届き、母親はどうしたらよいか分からず代金2万7千円を支払って受け取ってしまった。

アドバイス

- ①商品の購入を強く迫られても、相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。
- ②電話で商品の購入を承諾しても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメールなどによりクーリング・オフを行うことができます。
- ③身に覚えのない商品が届いた時は、送り主の情報を控えるなどしてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

- ④一方的に送り付けられた商品を代引配達で受け取り、代金を支払ってしまった場合は、送り主に身に覚えのない商品だと伝え、返金を求めましょう。また、商品の受け取り後に代金を請求された場合も、支払わないようにしましょう。不安なときは、消費生活相談室に相談してください。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)